

一般社団法人日本スポーツ雪かき連盟 会員規則（正会員）

第1条（目的）

一般社団法人日本スポーツ雪かき連盟（以下「当法人」という）の定款に基づき、会員に関する必要な事項を本規則として定めるものとする。

第2条（会員の定義と登録）

- 1 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した法人および個人とし、当法人の社員をもって正会員（以下「会員」という）とする。
- 2 会員は、当法人に入会すると同時に、会員の氏名または名称及び住所、連絡先を会員名簿に登録される。

第3条（入会申込の方法）

- 1 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければいけない。
- 2 当法人会員は、その代表として当法人に対しその権利を行使する者1名（以下「会員代表者」という）を定め、入会申込書に記載することで当法人に届け出なければならない。

第4条（入会申込の不承認）

当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込を承認しないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 入会申込提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合

第5条（会費）

- 1 会員は、以下に定める会費を納めなければならない。ただし、登録料は入会年度のみとし、次年度以降は納めなくてもよい。一度当法人を退会して、再入会する場合は、登録料を納めるものとする。
 - (1) 登録料：30,000円（税別）
 - (2) 年会費：120,000円（税別）
- 2 会費は年会費制とし、当法人の請求書により、毎年12月15日を期日として当法人が指定する金融機関の口座に一括で振り込むものとする。
- 3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない

ものとする。

第6条 (有効期間)

- 1 本規則に基づく会員有効期間は毎年1月1日から同年12月31日までとする。
- 2 毎年11月30日までに、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第7条 (変更の届出)

- 1 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を代表理事に提出するものとする。
- 2 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第8条 (退会)

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて通知するものとする。

第9条 (会員資格の喪失)

当法人が、会員を次の各号の一に該当すると認めた場合、当該会員は会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (4) 定期に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき
- (7) 当法人が管理を受託している知的財産または技術(文書図画等および電磁的方法によって指示されるもの、機械器具類を含む)を、寄託者または原権利者、当法人の承諾なくして他の者に再実施させたとき

第10条 (会員資格の喪失に伴う権利および義務)

- 1 会員が第9条の規定により資格を喪失した場合、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 11 条 (除名)

当法人は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合、社員総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規則又は、その他当法人が定める規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき
- (3) 前項により除名が議決されたときは、その会員に対して、通知するものとする

第 12 条 (権利)

当法人は、会員に以下の権利を付与する。

- (1) 当法人社員総会において、議題につき各1個の議決権
- (2) 当法人の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる権利
- (3) 当法人に対し、事業を発議できる権利

第 13 条 (特典)

当法人は、会員に以下の特典を提供する。

- (1) 当法人発行の印刷物に法人名が記載される
- (2) 当法人が運営するウェブサイトに法人名が記載される
- (3) 理事会承認のもと、当法人のロゴマーク及び商標を使用できる

第 14 条 (ロゴマーク及び商標の使用)

会員は、自身の営業活動のために、当法人の会員であることを示すロゴマーク及び商標を使用することができる。使用に当たっては事前に、使用方法、使用箇所、使用期間について理事会の承認を得るものとする。ただし、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

第 15 条 (規則の追加・変更)

- 1 本規則に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 当法人は、理事会の決議により、特典の内容及び会費を含め本規則の全部または一部を追加・変更することができる。当法人により追加・変更された本規則は、電子メールによる通知、もしくは当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効

力をするものとし、以後会員は当該追加・変更された本規則に拘束されるものとする。

以上、当法人すべての会員に本規則を配布する。

附則

本規則は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。